

現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼任等

道路公社では、当公社発注工事との兼任が可能であり、詳細は下記のとおりです。

なお、下記の文章は、道路公社の発注工事等の特記仕様書に記載しています。一般競争、指名競争いずれの工事にも適用されます。

記

- 1 本工事における現場代理人の選任について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、道路公社工事との兼任が可能である。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。

他工事が、栃木県道路公社からの発注工事で、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼務が可能である旨明記されていること。

 - (1) 兼任できる箇所は3箇所までとする。(R3.3.31までに発注する建設工事に適用)
 - (2) 兼任する工事の請負代金が、3,500万円以上の場合は、現場代理人が現場から不在となる間、現場の運営・取締りを行える者(以下「連絡員」という。)を選任し、常駐させられること。

- 2 本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)の選任について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。
 - (1) 他工事が、栃木県道路公社からの発注工事で、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。
 - (2) 兼任できる箇所は2箇所までとする。(R3.3.31までに発注する建設工事に適用)

- ※ なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が3,500万円以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条)

また、発注者から直接請け負った工事のうち4,000万円(※土木工事の場合)以上を下請請契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条)

- 3 現場代理人と主任技術者の兼務は可能である。

- 4 受注者は、現場代理人又は主任技術者を他工事と兼任したい場合は、「工事打合せ簿」により承諾を受け、他工事の「現場代理人及び主任技術者等(選任・変更)通知書」の提出の際に、当該工事打合せの写しを添付すること。また、連絡員についても、他の工事の上記通知書の提出の際に、その氏名等を届け出ること。